

荒尾市ゼロカーボン機器等導入促進補助金  
交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、二酸化炭素排出削減に取り組み、カーボンニュートラルを実現することを目的に太陽光発電設備等を設置するものに予算の範囲内で補助金を交付することに関し、荒尾市補助金等交付規則（平成20年規則第28号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 太陽光発電システム 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

ア 太陽光発電システムが発生させた電気を、当該太陽光発電システムが設置された建物等（住宅展示場に建設された住宅を除く。以下同じ。）又は当該建物等と同一敷地内の住宅若しくは事業所において消費し、かつ、低圧配電線に連結すること。

イ 日本産業規格に基づく試験により認証を受け、又はそれと同等以上の性能及び品質を有していると市長が認めたものであること。

(2) 蓄電池システム 建物等に定置型のリチウムイオン蓄電池部（リチウムの酸化及び還元により電氣的エネルギーを供給する蓄電池をいう。）等とインバーター等の電力変換装置とが

一体的に構成されたシステム（一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受け、又はそれと同等以上の性能及び品質を有していると市長が認めたものに限る。）であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすものをいう。

ア 家庭用 1 k W h 当たりの設置工事費を含む蓄電池システムの価格（消費税抜き）が 1 5 万 5 , 0 0 0 円以下であること。

イ 業務用 1 k W h 当たりの設置工事費を含む蓄電池システムの価格（消費税抜き）が 1 9 万円以下であること。

(3) Z E H 一次エネルギー消費量（年間で消費する住宅のエネルギー量をいう。）がおおむねゼロとなることを目指した住宅であって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。この場合において、エネルギー消費量の計算は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 2 8 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）に準拠するものとする（次号において同じ。）。

ア 住宅の外皮性能は、地域区分ごとに定められた強化外皮基準の U A 値 0 . 6 以下であること。

イ 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）等を除き、基準一次エネルギー消費量から 2 0 % 以上削減されていること。

ウ 太陽光発電設備等の再エネ発電設備を導入すること。

エ 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を加えて、基準一次エネルギー消費量から 1 0 0 % 以上削減されていること。

(4) Z E H + 次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

ア Z E H の要件を満たしていること。

イ 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から 25% 以上削減されていること。

ウ 次に掲げる要件のうち 2 つ以上を満たしていること。

(ア) 住宅の外皮性能は、地域区分ごとに定められた強化外皮基準の U A 値 0.5 以下であること。

(イ) H E M S (家庭用エネルギー管理システムをいう。)により、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。

(ウ) 再エネ発電設備により発電した電力を電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車に充電を可能とする設備又は電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を導入すること。

(補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 荒尾市内の建物等に、次に掲げる対象のシステム(以下「対象システム」という。)を設置する個人又は法人(当該対象システムを P P A (電力販売契約をいう。)又はリース事業により設置する場合は、P P A 又はリース実施事業者)であって、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領(令和 4 年 3 月 30 日環政計発第 2 2 0 3 3 0 3 号制定、令和 4 年 7 月 1 日環地域事発第 2 2 0 7 0 1 2 号改正。以下「実施要領」という。)別紙 2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業

となる事業（重点対策加速化事業）の交付要件を満たすものとする。

ア 太陽光発電システム

イ 蓄電池システム

ウ Z E H +

- (2) 荒尾市暴力団排除条例（平成23年条例第19号）第2条第2項に規定する暴力団員又は同条例第2条第1項に規定する暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 太陽光発電システム 太陽電池モジュール（増設の場合にあっては、既設分を除く。）の公称最大出力の合計値に、民間事業者設置の場合は1kW当たり5万円、個人設置の場合は1kW当たり7万円を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、対象とする公称最大出力の合計値は、個人設置の場合は10kW未満とする。
- (2) 蓄電池システム 蓄電池システムの価格の3分の1
- (3) Z E H + 1戸当たり100万円

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、令和4年10月5日から同年12月28日までに、次に掲げるシステムに応じた申請書に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 太陽光発電システム 荒尾市ゼロカーボン機器等導入促進補助金交付申請書（太陽光発電システム）（様式第1号）

(2) 蓄電池システム 荒尾市ゼロカーボン機器等導入促進補助金交付申請書（蓄電池システム）（様式第2号）

(3) ZEH+ 荒尾市ゼロカーボン機器等導入促進補助金交付申請書（ZEH+）（様式第3号）

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、荒尾市ゼロカーボン機器等導入促進補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、当該申請書に形式上の不備があると認めるときは、申請者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるものとする。この場合において、当該申請者が当該期間内に補正をしないときは、同条の規定による申請をしなかったものとみなす。

3 第1項の規定による審査は、前条の規定による申請（前項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正）を受け付けた順序により行うものとする。

（実績報告）

第7条 前条第1項の規定による交付決定通知を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、事業完了日若しくは支払い完了日のどちらか遅い方から起算して30日以内又は令和5年2月15日のどちらか早い方までに、荒尾市ゼロカーボン機器等導入促進補助金実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（交付金の額の確定）

第 8 条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、これを審査し、交付すべき交付金の額を確定し、荒尾市ゼロカーボン機器等導入促進補助金交付確定通知書(様式第 6 号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 9 条 前条の規定による交付確定通知を受けたものが、補助金の交付を受けようとするときは、荒尾市ゼロカーボン機器等導入促進補助金交付請求書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、その日から起算して 30 日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 10 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) この要綱又は補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 対象システムを設置した建築物が、当該対象システムを設置したことにより、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条の建築基準関係規定に適合しないものとなるとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか市長が必要と認めるとき。

(財産処分の制限等)

第 11 条 補助事業者は、補助金の交付を受けた対象システムを法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号))の期限内において処分しようとする

きは、荒尾市ゼロカーボン機器等導入促進補助金に係る財産処分承認願（様式第8号）を市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により処分を承認するときは、別に定めるところにより、補助事業者に補助金額の返還を命じることができる。ただし、補助事業者の責によらない事由により処分するとき、又はその他市長が特に認めるときは、この限りでない。

（調査）

第12条 市長は、必要と認めるときは、補助事業者に対し、対象システムの売電量、買電量等に関する情報の提供その他の協力を求めることができ、補助事業者はこれに応じなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。